

「カニ」の送りつけ商法にご注意！

事例1

北海道の食品会社を名乗る男から電話があり、「カニは好きですか？」と聞かれ「はい」と答えたら、「後日カニを送ります」とのことだった。数日後、カニと一緒に請求書が送られてきた。

事例2

東京の食品会社を名乗る男から電話があり、「カニは好きですか？」と聞かれたため「まあ」と答えたところ、「良いカニがあるので後日送ります」とのことだった。断ったが、しつこく勧められたので、買うつもりはないが、送ってもらうことだけを承諾したら、後日「代金引換」にてカニが送られてきた。



被害にあわないための注意点

この事例は「電話勧誘」に当たりますが、対象商品が「生鮮品(カニ)」であるため、クーリングオフが出来ないことに気をつけましょう。
原則、買うことを承諾していない限り、代金を払う必要はありません。

出来るだけ早く、相談機関へ相談しましょう。

事例1のように、一方的に送りつけてくるだけのものでは、代金を支払う必要はありません。送り主を確認の上で「受取拒否」を！！

事例1の場合で、荷物を受け取ってしまった場合でも、購入の意思を示していない限り支払いに応じる必要はありません。パッケージを含め中身に一切手をつけない状態で14日が経過するのを待って処分します。(中身に手をつけてしまうと、購入の意思があったとみなされることがありますので気をつけましょう。)

事例2のように、「代金引換」で送りつけられた場合は特に注意が必要です。受け取り時にお金を支払ってしまうと「購入の意思があった」をみなされ、支払ったお金を取り返すことが出来なくなります。(特に、「カニ」は生鮮品のためクーリングオフもできません。)送り主を確認の上で、身に覚えがなければ「受取拒否」しましょう。

あいまいな返事は禁物！購入の意思がなければ「いりません」ときっぱりお断りしましょう。

岡山市消費生活相談室	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～12時、13時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、12:45～17時